

裁 決 書

審査請求人

住所 群馬県〇〇市〇〇町〇〇

氏名 〇〇 〇〇

審査請求人代理人

住所 群馬県〇〇市〇〇町〇〇

氏名 〇〇 〇〇

処 分 庁 前橋市福祉事務所長

審査請求人が平成28年9月12日に提起した処分庁による保護停止処分に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求に係る処分を取り消す。

第1 事案の概要

- 平成21年10月1日、処分庁は審査請求人に対し、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）による保護を開始した。
- 処分庁の職員は、審査請求人との面接を行うため、下表のとおり、審査請求人の自宅を訪問している。

年 度	訪問回数	うち家庭内面接回数	うち不在数	不在連絡票投函数
平成21年度	2	1	1	1
平成22年度	9	3	6	6
平成23年度	24	3	21	21
平成24年度	17	3	14	14
平成25年度	13	1	12	9
平成26年度	7	0	7	6
平成27年度	9	0	9	8
平成28年度 (4～6月)	5	0	5	4

- 平成28年6月24日、処分庁は、次の2点を指導内容とし、指導期限を同月30日とする指導指示書を配達証明郵便で審査請求人宛て送付した。

(1) 期限までに訪問面接に応じること。

(2) 期限までに直近3月分の公共料金の領収証を提示すること。

なお、当該指導指示書は、受取人不在のため郵送戻りとなった。

4 平成28年7月6日、処分庁は、指導指示の期限を同月15日に延長の上、指導指示書を審査請求人宛て再送することを決定し、普通郵便で送付した。

5 平成28年7月15日、処分庁は、審査請求人の自宅を訪問し、審査請求人と面接を行い、審査請求人から直近3月分の公共料金の明細書の提示を受けた。面接での請求人の主張は、次のとおりであった。

(1) 不在票を見て処分庁に連絡したが、担当者が不在であった。

(2) 在宅の時もあったが、傷病のため、出ることができなかった。

(3) 1回目の指導指示書は、また変な書類が届いたと思い、郵便局の不在連絡票は破棄し、再配達の手続きは行わなかった。

(4) 日中は、仲間と外出していることがほとんどである。

6 平成28年7月27日、処分庁は、審査請求人に対し、法第62条第4項の規定に基づき、弁明の機会を付与するため聴聞会を開催した。審査請求人からの弁明の内容は、次のとおりであった。

(1) 電気・ガス・水道の使用料が少額である理由について

ア 節約した生活をしている。

イ 風呂、トイレは使用しない。

ウ 夜間は、ローソクを使用している。

エ 警察から、家にいない方がよいと助言され、知人や親戚宅に身を寄せている。

(2) 処分庁の訪問時に不在であった理由について

ア 体の調子が悪く、出られないことがあった。

イ 不在票を確認した際も連絡していたが、担当者に伝わっていなかっただけである。

7 平成28年8月1日、処分庁は、居住実態不明を理由として、保護停止処分（以下「本件処分」という。）を決定した。

8 処分庁は、平成28年8月2日付けで審査請求人に処分通知を発出した。

9 平成28年9月12日、審査請求人は、群馬県知事に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を行った。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件処分は、処分庁の一方的な判断による指導指示の結果行われたものであって、憲法第25条第1項及び法第1条に違反し、生存権を脅かすものであるため、取り消されるべきである。

2 処分庁の主張

本件処分は、訪問面接の実施状況、電気・ガス・水道の使用状況、担当民生委員や近隣住民からの情報提供及び審査請求人の弁明内容に基づき、総合的に判断した上で

の処分である。また、保護の継続要件に疑義が生じ、審査請求人の生活状況を確認するために行ったものであり、正規の手続により行った処分である。

第3 裁決の理由

1 本件に係る法令等の規定について

- (1) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったとき（法第26条）、要保護者が実施機関から求められた報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき（法第28条第5項）、又は実施機関が被保護者に対して行うことができる、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導若しくは指示（法第27条第1項）に従う義務に被保護者が違反したとき（法第62条第3項）に保護の停止をすることができる。
- (2) 法第62条第3項に規定する保護の実施機関の権限は、法第27条第1項の規定により保護の実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行使してはならず（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第19条）、また、法第62条第3項の規定により保護の廃止又は停止を行う場合には、保護の実施機関は、被保護者に対してあらかじめ、処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を被保護者に対し通知した上で弁明の機会を与えなければならない（法第62条第4項）。なお、弁明の機会の付与の通知方式については、弁明書の提出期限（口頭による弁明の機会の付与を行う場合には、その日時）までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、書面により通知しなければならないとされている（行政手続法（平成5年法律第88号）第30条）。
- (3) 不利益処分の理由の提示については、行政庁は、不利益処分をする場合には、その名宛人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない（行政手続法第14条第1項）が、保護の実施においては、不利益処分であるか否かにかかわらず、保護の実施機関は、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに職権をもってその決定を行い、書面をもってこれを被保護者に通知しなければならないとされ、その書面には、決定の理由を付さなければならない（法第25条第2項及び同項において準用する法第24条第4項）。

2 本件処分の違法性の有無について

(1) 保護停止の要件について

保護施設を利用しない被保護者について、法が規定する保護停止をなし得る場合は、上記1(1)に記載のとおり、被保護者が保護を必要としなくなったとき（法第26条）、被保護者が虚偽報告、立入調査忌避等をしたとき（法第28条第5項）又は被保護者が指導指示に違反したとき（法第62条第3項）のいずれかである。

虚偽報告、立入調査忌避等に関しては、処分庁がそうしたことを認めた事実は認められないため、処分庁は、本件処分を法第28条第5項の規定に基づき行うことはできない。また、指導指示違反に関しては、審査請求人は、処分庁からの法第27条第1項の規定による指導指示に対し、指導指示の内容に従い、訪問に応じるな

どしているため、審査請求人に法第62条第1項に違反した事実は認められない。よって、処分庁は、審査請求人に同条第4項に基づく弁明の機会を与えているものの、本件処分を同条第3項の規定に基づき行うことはできない。

そこで、「居住実態不明」であることを理由として、法第26条に基づき、処分庁が保護停止処分を行えるかについて、次のとおり検討する。

処分庁は、審査請求人宅への訪問時のほとんどにおいて審査請求人が不在で、日常的に生活している状況はうかがえず、また、電気・ガス・水道の使用料が少額であることなどから、居住実態不明と判断しているが、いわゆる行方不明と言える場合や音信不通状態が継続する場合であればともかく、本件は、日中留守がちであっても、連絡が全くとれない訳ではなく、電気等公共料金の支払が継続して行われている事実も認められており、他所で生活している特段の状況が認められない（その主張及び立証はない）のであるから、社会的には、審査請求人主張の居所が居住場所であって、そこに居住実態があると解される。また、京都地裁平成5年10月25日判決では、「居住実態が不明であること自体は、直ちに要保護性の消滅の推定根拠になるものではなく（中略）居住実態不明をもって、要保護性が消滅したとし、あるいはこれに準じる場合であるとして、法第26条1項を適用ないし準用するということは、まさに、不誠実な対応に対する制裁として、現実には要保護性があるとしても要保護性がないものとみなすことにほかならないのであって（中略）これを許容することはできないといわざるをえない（中略）居住実態不明は、法上、保護を廃止しうる事由には当たらないというべきである」と判示されている。つまり、社会的には審査請求人の居住実態はあると解され、また、居住実態が不明であったとしても、そもそも居住実態不明は、保護を廃止又は停止をなし得る事由には該当しないと解されるため、「居住実態不明」であることを理由として、法第26条に基づく保護停止処分は行うことはできない。

以上から、処分庁は、いずれの保護停止をなし得る場合にも該当していないにもかかわらず、本件処分を行ったのであるから、弁明の機会を付与しているとしても、本件処分は、違法であり、取消しを免れない。

(2) 理由付記が適切に行われているかについて

最高裁昭和38年5月31日第二小法廷判決においては、「一般に、法が行政処分に理由を付記すべきものとしているのは、処分庁の判断の慎重・合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を相手方に知らせて不服の申立てに便宜を与える趣旨であり、法が理由付記を命じる場合に、理由の記載が不十分である処分は、それだけで取消しを免れないもの」とされ、不利益処分をなす場合に示すべき理由の内容・程度については「処分の性質と理由付記を命じた各法律の規定の趣旨・目的に照らしてこれを決定すべきである」と判示されている。

法には示すべき理由の内容・程度について規定されておらず、その内容・程度は明確とはなっていないが、本件処分の決定通知には「居住実態不明のため停止します」と記載があるのみであり、いかなる事実関係に基づきいかなる根拠法条を適用して処分を行ったかを全く記載しておらず、法の趣旨を満たす処分理由を審査請求人が知ることはできたとはいえられないため、理由の記載は不十分であると認めら

れる。

よって、本件処分においては、(1)に加え処分理由の付記の点でも不備があり、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成28年12月6日

審査庁 群馬県知事 大澤 正明